

## 千葉県生涯大学校管理規則の一部を改正する規則（概要）

### 1 改正理由

千葉県生涯大学校設置管理条例（昭和五十三年千葉県条例第三十九号）の改正に伴い、本規則について所要の改正を行うもの。

### 2 改正概要

- ・ 第四条ただし書中「健康・生活学部及び地域活動専攻科に係る」を削る。
- ・ 第六条中「及び造形学部」を削り、「共通科目」を「基礎科目」に改める。
- ・ 第八条第一項ただし書を削る。
- ・ 第十条中「又は造形学部」を削る。

### 3 施行期日

令和6年4月1日